

【学校教育目標】

未来をひらく生徒の育成

家族・地域との連携

- ・保護者
- ・PTA生活指導部
- ・校外生活指導連絡協議会

【高山中学校いじめ対策委員会】

(校長, 教頭, 生徒指導主任, 養護教諭, 各学年生徒指導係, スクールカウンセラー, ソーシャルワーカー)

〈目的〉

- いじめ防止等に対する措置を円滑に行うため, 組織的な対応を行う。
- いじめ防止のための年間を通じた取組についての検討を行う。
- いじめの発生時の対応を明確に早期発見と解決を行う。

関係機関との連携

- ・肝付警察署
- ・町教育員委員会
- ・大隅教育事務所
- ・児童相談所
- ・医療機関

・教育活動の重点

- 集団活動や体験学習を通じての人間関係の構築
 - ・職場体験学習
 - ・福祉体験学習
 - ・宿泊学習
- いじめ問題を考える週間での全体道徳の実施
- 縦割り清掃
- よりよい集団づくり
- 学級活動や朝読書の充実
- 生徒会専門部活動の活性化
- 教育活動全体を通してのリーダーの育成
- 部活動の活性化

【いじめの防止】

〈教職員の取組〉

- ・いじめ問題を考える週間への取組
- ・道徳を中心とした心の教育の推進
- ・職員研修による生徒理解

〈生徒の取組〉

- ・人権標語の作成
- ・ソーシャルスキル活動
- ・人権ポスターの作成
- ・構成的グループエンカウンターの実施

〈保護者の取組〉

- ・家庭教育の充実(いじめを許さない心を育てる)

・生徒指導体制

- いじめについての共通理解(いじめ対策必携)
- 生徒理解の職員研修
- エンカウンター・ソーシャルスキルトレーニングの研修
- 週一回の生徒指導部会
- 問題発生時の対応についての共通理解
- カウンセラーとの連携
- ソーシャルワーカーとの連携
- 生徒指導主任による関係機関との連携

【いじめの早期発見】

〈教職員の取組〉

- ・学期1回の学校生活実態調査(学校生活アンケート)による実態把握

〈生徒の取組〉

- ・教育相談の実施
- ・80・2・30ノートの活用
- ・学校生活実態調査

〈保護者の取組〉

- ・学級PTAや懇談会
- ・親子愛校作業
- ・学期1回の学校評価の実践

【いじめに対する措置】

〈教職員の取組〉

- ・いじめ対策委員会の設置
- ・加害・被害生徒の保護者への連絡及び関係機関への連絡
- ・被害生徒・保護者への支援
- ・加害生徒・保護者への指導・助言

〈生徒の取組〉

- ・当該学年・全校生徒への指導
- ・アンケートの実施
- ・再発防止への取組

〈保護者の取組〉

- ・学校との連携
- ・PTAでの説明
- ・再発防止に向けてのPTAでの取組の確認

令和5年度 高山中学校いじめ防止基本方針

【いじめ問題への学校の目標】

いじめの早期発見と早期対応並びにいじめを許さない集団づくり

【高山中いじめ防止対策委員会】

- 〈内 容〉
- いじめ防止等に対する措置を円滑に行うため、組織的な対応を行う。
 - いじめ防止のための年間を通じた取組についての検討を行う。
 - いじめの発生時の対応を明確に早期発見と解決を行う。

〈構 成〉 校長，教頭，生徒指導主任，養護教諭，各学年生徒指導係，SSW，SC

PTAとの連携

- ・ 基本方針の説明
- ・ 学級PTAや懇談会
- ・ 親子愛校作業
- ・ 学期1回の学校評価の実践
- ・ 家庭教育の充実(いじめを許さない心を育てる)
- ・ PTAでの説明
- ・ 再発防止に向けたPTAでの取組の確認

学校の取組

○ 未然防止

- ・ いじめ問題を考える週間への取組
- ・ 道徳を中心とした心の教育の推進
- ・ 職員研修による生徒理解
- ・ 人権標語の作成
- ・ 人権ポスターの作成
- ・ 構成的グループエンカウンターの実施

○ 早期発見

- ・ 学期1回の学校生活アンケートによる実態把握
- ・ 教育相談の実施
- ・ 日常の生徒観察
- ・ 80・2・30ノートの活用

○ 対応

- ・ 加害・被害生徒の聞き取り・事実確認
- ・ 加害・被害生徒の保護者への連絡及び関係機関への連絡
- ・ 被害生徒及び保護者への支援
- ・ 加害生徒及び保護者への指導・助言
- ・ SC，SSWとの連携
- ・ 再発防止への取組

県教委との連携

- ・ 指導主事の派遣及び助言
- ・ いじめ問題対応チームの派遣及び助言
- ・ 研修会への講師派遣

関係機関との連携

- ・ 肝付警察署
- ・ 町教育員委員会
- ・ 大隅教育事務所
- ・ 児童相談所
- ・ 医療機関